

# 筑西市議会総務企画委員会

## 会 議 録

(平成29年第4回定例会)

筑 西 市 議 会

## 総務企画委員会 会議録

### 1 日時

平成29年12月11日（月）

開会：午前 9時58分

閉会：午後 0時14分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第 96号 筑西市個人情報保護条例及び筑西市情報公開条例の一部改正について

議案第 97号 筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第 98号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 99号 筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第100号 筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について

議案第101号 筑西市税条例の一部改正について

議案第102号 筑西市都市計画税条例の一部改正について

議案第104号 平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）のうち所管の補正予算

議案第112号 平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）のうち所管の補正予算

議案第114号 資産の取得について

議案第115号 資産の取得について

議案第116号 資産の取得について

議案第117号 資産の取得について

---

### 4 出席委員

委員長 石島 勝男君 副委員長 稲川 新二君

委員 小倉ひと美君 委員 仁平 正巳君 委員 尾木 恵子君

委員 箱守 茂樹君 委員 赤城 正徳君 委員 鈴木 聡君

---

### 5 欠席委員

なし

---

6 議会事務局職員出席者

書記 田崎 和彦君

---

委員長 石島 勝 男

○委員長（石島勝男君） ただいまより総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で執行部に入室していただき、条例議案7案、補正予算議案2案、財産取得議案1案、資産取得議案3案について、所管部ごとに審査順序のとおり審査してまいりたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、市長公室です。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、本委員会の所管について審査をいたします。

なお、議案第104号については、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決いたします。

それでは、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市長公室所管の補正予算について説明を願います。

広報広聴課から説明を願います。

杉山広報広聴課長、説明をお願いいたします。

○広報広聴課長（杉山郁美君） 広報広聴課の杉山です。よろしくをお願いいたします。

議案第104号のうち、6ページにございます第2表、債務負担行為補正の1、追加の中で広報広聴課所管のものについてご説明申し上げます。6ページの下から7行目になります。広報筑西印刷業務、期間は平成30年度で、限度額は2,094万1,000円でございます。

この債務負担行為の設定につきましては、来年度に発行いたします「広報筑西ピープル」1日号と15日号、合わせて24回分の印刷業務につきまして、今年度中に契約、発注等の事務処理を行う必要があるため計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

続きまして、企業誘致推進局から説明をお願いします。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） 企業誘致推進局長の里村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まことに申しわけございませんが、座って説明のほうをさせていただきます。

それでは、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、企業誘致推進局所管の補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書の18、19ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目7企業立地促進費、

節8 報償費、説明欄上から3つ目の事業でございます。企業立地促進事業、8、報償費692万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

本市では、筑西市企業立地促進条例に基づき、産業振興と雇用機会の拡大を目的といたしまして、事業所等を新設または増設する事業者に対し、固定資産税相当額を企業立地促進奨励金として交付しております。このたびの補正につきましては、交付期間の最終年度となります株式会社〇〇〇に対する奨励金が758万5,500円、また本年度新たに対象となった株式会社〇〇〇〇に対する奨励金が764万4,700円、合計で1,523万200円の奨励金交付が見込まれますことから、当初予算計上額830万2,000円との差額692万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が企業誘致推進局所管の補正予算でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で市長公室所管の補正予算の審査を終わります。

執行部の入れかえをお願いいたします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、総務部所管の審査に入ります。

議案第96号「筑西市個人情報保護条例及び筑西市情報公開条例の一部改正について」審査をいたします。

総務部から説明を願ひます。

中島総務課長、お願ひいたします。

○総務課長（中島国人君） おはようございます。総務課、中島と申します。よろしくお願ひいたします。

議案第96号「筑西市個人情報保護条例及び筑西市情報公開条例の一部改正について」説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

今回の改正は、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法が改正されたことに伴うものでございます。

まず、筑西市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。第2条にかかわる改正でございますが、個人情報の定義を明確化したものでございます。改正前の個人情報の定義は、特定の個人を識別することができるものとして、社会通念に基づき判断されるものとされており、個人情報として取り扱う範囲が曖昧でございましたが、改正後は、顔認識データや指紋認識データ等の身体的特徴を変換したデータのほか、旅券番号や運転免許証番号といった公的に割り振られた番号などを個人識別符号と定義し、この個人識別符号についても個人情報として明記したものでございます。

さらに、本人の人種、信条、病歴など、本人に対する不当な差別または偏見が生じる可能性のある要素が含まれる個人情報、一般にセンシティブ情報と呼ばれておりますが、これらを要配慮個人情報と定義いたしました。これらの新たな定義の新設により、条文の各号が繰り下がったことに伴うものが第2条にかかわる改正でございます。

次に、第6条第4項でございます。こちらは個人情報の保有の制限等について定めている規定でございますが、要配慮個人情報の収集については原則禁止とする改正でございます。

次に、第18条第3号及び第19条第2項でございますが、この条項はともに保有個人情報の開示請求に対し開示不可とする情報等について規定しておりますが、第2条の規定の改正において、個人識別符号を個人情報に包含したことから、開示不可の対象として追加したものでございます。

次に、第33条第2号でございますが、この条は保有個人情報の訂正があった場合の情報提供先への通知の規定でございます。マイナンバー法の改正により、これまでシステムによるマイナンバー利用事務の情報連携は法定事務のみであったものが、各市町村条例で定めた独自利用事務についても可能になったことから、情報連携の際に記録された情報、これを情報提供等記録と言ひ、情報提供の日時や照会、提供者の記録等が該当しますが、この記録について訂正があった場合は、条例の独自利用事務にかかわるものについて、条例事務関係の情報照会者や情報提供者へも訂正したことを通知する必要があることを追加した改正でございます。

次に、第34条第2項第4号でございますが、マイナンバー法の一部改正により、条例が引用する法の条項が繰り下がったものに伴うものでございます。

次に、第40条第2項でございますが、第2条の改正で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の略称規定をしたことに伴う改正でございます。

続きまして、筑西市情報公開条例の一部改正についてでございます。第7条でございますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正により記述等が定義化されたことに伴ひ、法律と同様の改正をするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日を公布日とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結します。

これより議案第96号の採決をいたします。

議案第96号「筑西市個人情報保護条例及び筑西市情報公開条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第97号「筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」審査をいたします。

説明を願います。

中島総務課長、引き続きお願いします。

○総務課長（中島国人君） 引き続き、議案第97号「筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、筑西市特別職報酬等審議会から答申を受けまして、議長、副議長及び議員の報酬月額を、2ページの別表第1にありますとおり、議長44万9,000円、副議長40万5,000円、議員38万1,000円に改正するものでございます。

1ページにお戻りください。今回の改正に合わせまして、第8条に次の1項を加えるものでございます。この追加につきましては、仮に選挙の執行日によって議員の在職期間に空白期間が生じた場合に、再選した議員はこの期間を通算して期末手当に計算するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 私らは、こういう動きがあったなんていうことは寝耳に水なのです。これは、どういう経緯と経過をもってこういうことがなされたのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） なぜ改正するのかということでございますが、平成26年7月15日に筑西市特別職報酬等審議会により市議会議員の報酬の答申がございました。議員の報酬額は県平均程度にすべきという結論でございましたが、市民感情を考慮して10%を増額するとの答申が内容でございました。このようなことから、県平均程度にすべきとの答申がございましたことから、審議会では再度審議し、答申を出していただきました。市長は、答申を受けて改定するものでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 課長にいろいろ問いただしても、経過はわからないよね。ただ、課長でいいのでしょうか、総務部長のほうがわかっているのではないのかな。

（「経緯で」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） （続）私らは、突然こういう話になって、議案、議会に提案されて。何か、一部の議員には今、こういう審議をするとかしないとかがあって、私らには〇〇〇〇なのだよ、表現が悪いけれども。だから、どうしてこういう機運と経過があったのかなと聞いているのです。

○委員長（石島勝男君） では、菊池総務部長、お願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） では、私のほうから経緯についてご説明させていただきます。

鈴木委員さん、寝耳に水というお話でございましたけれども、先ほど中島課長がご説明したことにも関連いたしますが、当時、平成26年7月15日の答申によりますと、県平均というふうな話がございました。こちらにつきましては、当時31万2,000円でございますので、県平均にしますと約20%以上の増額というか、改定ということなので、市民感情を考慮して、とりあえず10%というふうな話がございました。それで、平成27年7月から現行の34万3,000円に改定になっているわけでございます。それから約3年を経過しております。それと、平成25年当時から国のほうで、量的、質的緩和ということで、市民所得、県民所得も増額になっているというふうな状況もございました。

それと、昨年12月、市長等の給与について、当分の間ということで、本来であれば、市長、副市長、教

育長の給与につきましては、平成28年度中に改正を行わなければ条例本則にもとるというふうな条例でございました。ただ、いろいろ状況を考慮しまして、ことしの4月に市長選があるということも考慮しまして、駆け込み的に改正をするのはいかなものかというふうなこともございました。

そんな形で、そういった状況のもと、平成29年度がスタートいたしまして、市長2期目ということでもありますので、審議会の答申、平成26年度の答申を踏まえて、改正に向けて審議したらというふうな話がございまして、実はことしの5月ぐらいから資料を集めながら調整をいたしまして、ある程度方向性がまとまりましたので、7月29日、臨時議会が終わりましてから、市長のほうから、正副議長、それと会派が2つございまして、会派の正副会長様も市長応接室に招集いたしまして、こんな方向で、今年度中には特別職報酬等審議会を開いて改正していきたいというふうな説明をさせていただき、そのときには、皆さん、議員さんのほうからよろしく願いますというふうな形にございました。

その後、またいろいろ、審議会の委員さん、8名でございまして、どういった方を指名するかということで、いろいろ事務局のほうで、これまでの経緯等も踏まえまして、これまでと同じような形で委員さん8名を9月21日に招集いたしまして、第1回目の報酬審議会を開催させていただきました。そのときには、やはり資料等が膨大でございましたので、2時間ほど、9月21日10時から12時まで、約2時間ほど審議させていただきました。質問等を若干いただきましたが、1回の審議ではなかなか尽くせないというふうなことがございました。それと、そのほか、第2回目ということで、10月26日、招集いたしまして、方向性を見出させていただきました。今般提出させていただいた金額で答申をいただきまして、答申いただいたのが11月7日でございます。11月7日でございますので、議案送付に間に合うということで、12月の定例会でご審議いただくというふうな流れのもと、11月16日、臨時会がございましたので、その後、議員の皆様は議会の、いきなり報酬の改定ということであると抵抗があるということでございますので、全員協議会を開きまして、議員の皆様は議会前にご説明をさせていただいたという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） その前に、さっき、変な言葉を使って、取り消して、〇〇〇という、ちょっと語弊がありまして、それは訂正します。

それで、この引き上げの問題については、こういう説明が全協であったのだけれども、無会派の議員には何の、こういうことをやるということを言わないで、会派の会長さんか何かには言ったという話で、進めてきたという経緯をちょっと聞いたのだけれども、何で無会派にはないしょだという、そういう運び方が私にはわからないのです。実際に、確かに部長が言うように、筑西市は議員報酬、いろいろ、人口規模からいっても、あちこちと比較しても低いと思いますよ、私らも。ただ、それだからといって、では無会派には黙っている話ではなくて、やっぱり全議員に関することです。そういうものは本来ならば、総務部長を責めたってしょうがないのだけれども……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） （続） いやいや、だから、そういう話を、聞いた話をしているのです。だから、

そういうことを、黙って聞いていてください。

そういうことで、だから、実際に、もっと、全議員にオープンにしてもらえればまた違った、いろいろな意見もあったとは思っただけけれども、そういう点で、無会派はないしょという意味はどうなのですか。決まった後、ないしょという表現が悪いなら、無会派には、では連絡しないということだよ。決まってからその話を出したわけだよ、そういう話を。それで、初めて私らは知ったわけだ、そこで。だから、そういう点で、低いというのはわかっていますよ、私らも、人口規模、いろいろ考えて。合併当時のこと、これは経過を見ても。だからといって、私らに、無会派の人は何人もいるわけだ、結構、そういう人らには事前にそういう話を抜きにしたというのは何なのですか、そういうのは。それは、当事者としては知らないといえばそれまでなのだけれども。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） ご説明申し上げます。

特別職報酬審議会から市長へ答申がございました。まず、報酬を上げるか、上げないかというよりは、まず上げるか、上げないかというお話を、まずは正副議長に、こういうふうなものを進めてよろしいかというふうなことで、まず事前にお話をしたということでございます。今回は結果的には上がったというふうな形になりますが、まず報酬を改正していいか、悪いかということをお話をして正副議長及び会派会長にお話をまずちょっとしたというふうな認識でございます。私どもとしては、報酬を改正するに当たっての事務を進めるに当たって、まずは議長さん、副議長さん、会派代表者さんに説明をしていくという、事務手続を進めていったというふうな考えてもらいたいと思います。

○委員（鈴木 聡君） もう堂々めぐりになってしまう、言っただけ。いいです。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 私たちの議員の報酬を値上げ云々は、非常に自分たちで自分のことを審議するのはおこがましいのですが、実は、毎月議員に配られる、全国市議会議長会発行の「市議会旬報」、毎月3回発行されます。そこにも実は報酬調査結果というものがありまして、ここ3年連続して全国で市議会議員の報酬は値上げをしていると、値上げという表現はおかしいですけれども、増額をしていると。そういうことで、もう既にご案内のとおり、人口10万から20万の市では、全国で、議員でいいますと46万1,900円が平均値ということで、低いとか高いとかという問題よりは、全国的に議員の身分の保障、今、議員年金もないし、それから退職金もない、議員の身分の保障がされていないということで、国会でも議員年金の復活という議論もされている中、やっぱり、報酬審議会の各界各層の代表者が答申をしていただいたということに感謝申し上げます、私の意見としますけれども、これは正当な議案だと思います。

○委員長（石島勝男君） 以上で質疑を終結いたします。

これより議案第97号の採決をいたします。

議案第97号「筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第98号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」審査をいたします。

説明を願います。

引き続き、中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 引き続き、議案第98号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」説明いたします。

今回の条例改正につきましては、産業医の報酬を50万円に改定するものでございます。

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、職場において労働者の健康管理等を効果的に行うために、医学に関する専門的知識のある産業医を選任し、労働者の健康管理を行わなければならないこととされております。平成26年には、同法、労働安全衛生法の改正が行われ、労働者の心理的な負担の程度を把握するため、医師等による検査、ストレスチェックの実施を事業者に義務づけられたことから、産業医の責務がこれまで以上にふえている状況でございます。

一方、産業医の報酬額につきましては、旧下館市から額改定がされておらず、旧下館市、平成4年から25年間、報酬額10万円を踏襲したものでございます。このように、産業医報酬が、現在の産業医の責務の増加とあわせて、職員からの相談業務も大幅にふえていることから、近隣市及び同規模自治体の額を参考にして報酬額を改定するものでございます。

なお、条例改正の施行日、平成30年4月1日でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 職員のメンタルが増加だというのですが、どういう状況なのですか。職員のメンタルの増加というのは、中身も、いろいろケースがあると思うのですが、どういうものがふえて、やはり職員の精神衛生の問題もあると思うのですが、そういう内容をよく知りたいのです。どういうことが起きているのか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質疑にご答弁いたします。

メンタルヘルスのチェックの内容ということでございますが、これは申しわけありません、ちょっとお話ができる内容ではない、件数的にはお話ができるものではないものですが、内容としましては、全職員に57項目で質問させていただきまして、それに対しまして、ストレスがある方、ない方ということが抽出されて、この抽出された内容を産業医の方が把握いたしまして、それに対して面接等を行っていくというふうな業務であります。本当であれば、ちょっと人数的にも言えないのですが、100名前後がストレスというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、これは増加傾向だというのですが、過去5年間とか過去10年間にさ

かのぼって、どういう増加傾向を示して、年々ふえているということなの。それから、全く、療養休暇というか、何年か療養休暇で休みますけれども、そういう方も何人かいる話も前に出たことがありますよね。そういう現状、状況はどのようなのです。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

ストレスチェックなのですが、昨年度から実施しております。まだ傾向というものは出ておりませんが、各課の療養休暇者というのはちょっとふえているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 総務部長、お願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） 鈴木委員さんの質疑の補足でございますが、昨年度から実施されていますストレスチェックなのですが、職員、そしてアルバイト、全員含めて1,100人程度実施いたしまして、百十数名の方がストレスがあると、その中でも高ストレスということで、何かの処置をしなければいけないという職員が4人ほど、名前は個人情報で挙げられませんが、4人ほどおりまして、私、じきじき、産業医の先生とご相談をさせていただきまして、お二人については今の職場ではちょっと無理なので、人事異動で本人のストレスを和らげてくださいということで、お二人には、ことしの4月1日付で人事異動で別な部署に配置したところ、ストレスがおさまったというような結果がございまして、やはり今、こういったストレス社会でございますので、産業医の置かれる立場、環境がかなり厳しくなっているというふうなことでございまして、産業医の先生から、私も月1度、ある程度お話を伺うのですが、直接、これまでであれば、職場で、産業医の先生に市役所に来ていただいて、職員さんを、相談業務があるから、もしストレスのある方は相談になってくださいというふうな形で指導はしているのですが、直接、産業医の開業しているクリニックまで職員が押しかけて行って状況を聞いていると、産業医の先生が言うには、下世話な話なのですが、お薬を処方するわけでもないのに、相談業務ですので、お金も取れないというふうな、そんな話もございまして、結構、そういった職員もかなりふえているというふうな状況にございます。補足でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 大事な点なのです。つまり、そういうストレスチェックをやって、そういう、職員がストレスがたまっていると。現実には、残業という問題、世間でもクローズアップされている、残業、いわゆる合法的な残業時間というのが労働基準法で決まっています。そういう中で、実際に今、残業の問題はどうなっているのです、市役所では。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

残業につきましては、今現在はふえている状況でございます。ふえている状況でございますので、今現在、対策でございますが、各、多い職員、残業時間が月60時間以上の方につきましては、直接、総務部長のほうでちょっと一人一人、所属長を呼びまして、どういう状況なのか、抑えられないのかということで、

逐次、今状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、お願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） 私のほうからちょっと補足させていただきます。

鈴木委員さんが質疑されている趣旨でございますけれども、平成22年に過労死とかの問題がクローズアップされた形で労働基準法が改正になりまして、月60時間を超えると賃金の割り増しが50%に上がるというふうなことで、それで逆に民間では、電通などではサービス残業がふえているのかなという状況がございます。そんな状況も鑑みまして、職員にもかなり、職員数が、合併した当初、平成17年3月では1,233人、今は917名ということで300名程度減っている、そこに、職員にしわ寄せがくるということは当然の事実だと思いますが、そんな中でも、やはり職員の勤務の割り振りなどもうまくやってくれということで、例えば三六協定を結んではございませんので、フレックスタイムをやっておりますが、例えば夜に仕事にかかわる職員については、朝からではなくて、1時から勤務して8時間を、夕方、夜までというふうな形で、柔軟に対応してくれというふうな形で指導はしております。しかしながら、その所属長の認識の、最近、若い職員が課長になっているということで、その辺の職場での時間外のあり方についてもまだ無知な職員もおりますので、実は、9月過ぎから、私のほうで職場の所属長を呼びまして、おたくの職員、これは100時間もやっているから、逆に時間外の出し方がまずいのではないか、人のバランスも悪いのではないかという指導をさせていただいています。ちなみに、4月から9月まで6カ月で、時間外手当だけで1億4,200万円ほど支出しているような状況でありますので、やはりそれだけ職員に負担がかかっているということでありますので、労働安全衛生法の観点からも、やはりその辺のところは、アルバイトを雇用するなり、職員に、個人、一部の職員に負担がかからないような形の指導はさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） こういう機会に、そういった残業の問題はちゃんと、役所でそういうことをやっていたのでは、私は示しがつかないと思うのです。現実にも、中核病院の問題では、来年の10月オープンを目指して、今、大変、夜遅くまで働いているのには大変頭が下がる思いですけれども、そうしなければ間に合わない状況なのでしょう。だから、そういったものにはもっと職員も手当てしていくというような方向を来年度からとるべきだと思うのです。だから、採用の問題についても、そういう、何か、人員削減だなんていうことではなくて、やっぱり、精神衛生問題で言われているように、こういった形を、ただ産業医が診てくれているからだけの話では、これはおさまらないわけだと思うのだよね。だから、来年度の採用を含めて、職員の増減はどうしていくかということを検討してもらいたいのです。いや、中核病院の相澤部長もいるけれども、いや、大変ですよ、毎晩遅くて。だから、これでもつのかなというふうに思います。私も時々、土曜、日曜なんか用があつたまに来てみるのですが、土曜、日曜も来てやっているのです。だから、そういう点も精神衛生上よくないので、ぜひ改善していただきたいなと思っています。

○委員長（石島勝男君） 総務部長。

○総務部長（菊池雅裕君） 鈴木委員さんの職員数の増員というか、そういったご質疑だと思うのですが、実際、ことしの4月1日で50名ほど増員して対応しているところでございます。総務省の定員管理からいきますと、かなりのオーバーしている状況でございます。

内容につきましては、やはり中核病院、あと国体推進、あと道の駅というのが事業として挙げられます。それに対応するため、特に市民病院で、来年の10月から、市民病院の職員で中核病院に移るための、ならし運転というのは語弊がありますが、そんな形の職員も含まれております。任期つきということで、来年の9月まで任用した職員もかなり、二十数名おりますので、そんな方も加えて50名程度ふやしております。ただ、中核病院は来年の10月、道の駅が平成31年8月、それと国体が平成31年ということですので、5年、10年スパンでいきますと、一過性って語弊があるかもわからないのですが、将来にわたっての事業がずっと続くわけではございませんので、その辺を考慮しますと、今回、五十数名程度、前年対比でふやしたということで、今後については、やはり今の、これ以上ふえますとやはり人件費の問題もございまして、ご理解いただいて、職員にも頑張ってくださいような形ではいると思うのですが、ですから、ことし、今のところ18名、採用内定者がおります。去年が36名採用しています。そんな中で、来年以降については、これまでのような採用の人数の確保はしないでも、今後推移していくのかなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今回は産業医の方の報酬の改正ということなのですが、この産業医という方のことをちょっと伺いたいのですけれども、実際に何人で、産業医になるのは、たくさんお医者さんがいる中で産業医になるという、その基準的なものというものはあるのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 尾木委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

産業医は、現在、今1名でございます。産業医につきましては、要件といたしまして、厚生労働大臣の指定する者が行う研修を修了した者、産業医の養成課程を設置している産業医科大学、その他大学で厚生労働大臣が指定するものにおいて、当該課程をおさめて卒業し、その大学が行う実習を履行した者、労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者、大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授、常勤医師またはこれらの経験者というような条件がございます。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） そういう条件を満たされた方というのは、今現在、下館市時代からずっとかわっていない人がやったださっているということで、条件的にはその方しかいないというわけではないのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 条件的には、今の産業医だけではないと思われまして。

○委員長（石島勝男君） 菊池部長、お願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） 尾木委員さんの補足でご説明させていただきます。

現在の産業医の先生でございますが、旧下館市からずっとお願いしている先生でございますが、その先

生は、産業医を育てる研修等がございますが、その指導教諭でもあるということで、なかなかそこまでのスキルを持った産業医の先生はほかにいらっしゃらないのかなと思います。ちなみに、筑西合同庁舎の産業医も兼ねているというふうに、あと地元のかなり大きな企業でもその産業医の先生が携わっているということでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 産業医さん、これは10万円から50万円という5倍ですね。この5倍にもなった理由、それは25年間も上げていないから上げたというのでしょうか、こういう5倍も上げるということは、また金額が低いからよいが、財政課ではそれなりの予算立ても大変だと思うのだよな、5倍も上げたのでは。

それと、25年間、旧下館市から産業医さんがかわっていないと言いましたけれども、今現在、この産業医さんは何歳になっているのですか。いや、名前は聞かなくても。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 10万円から50万円ということで5倍に上がりましたということでございますが、まず、今説明したとおり、1点目としましては、平成4年から報酬額は25年間改定していないが1つの要因でございます。

2点目としては、産業医の受け持つ職員数が、1市3町が合併いたしまして、産業医の負担は倍になっているということでございます。

3点目、監査のほうで、実際には報酬以外に謝礼金として10万円をずっと払っております。実際には20万円ということでございましたが、監査のほうで、健康相談謝礼金を支給するのは妥当ではないと、報酬で上げてくださいというふうなことも指摘されてありますので、それも一つの要因でございます。

あと、今説明もしましたとおり、労働安全衛生法の改正によりストレスチェックというのが導入されました。産業医の負担が増加しているということで、これも一つの要因でございます。

あと、最初にもご説明したとおり、同規模団体で比較すると、平均からするとかなり報酬額が低いというのも一つの要因でございます。

あと、先ほど部長からも説明がございましたように、産業医のクリニックですか、診療中にもかかわらず、職員が相談を受けていて、かなり相談件数もふえているということも、産業医の負担がふえているのかなというふうにも考えております。

あと、次の点として、私どももこのごろ、メンタルヘルスの職員が多くなりまして、私どもとしましては、医師資格がありませんので、どうしても産業医に相談せざるを得ない、適当なことは判断することができませんので、どうしても産業医に個々に相談するという件数がふえております。それに伴いまして、先ほど部長も説明したとおり、相談ですから、私どもが相談しても、もちろん無料で相談をしていただいているという点からも考えまして、5倍というのは妥当と考えております。

あと、年齢なのですけれども、年齢につきましては57歳でございます。

産業医の名前でございますが、直江医院の直江先生でございます。直江哲郎先生でございます。

○委員長（石島勝男君） 以上で質疑を終結いたします。

これより議案第98号の採決をいたします。

議案第98号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第99号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」審査をいたします。

説明を願います。

中島総務課長、引き続きお願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第99号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」説明いたします。

今回の条例改正につきましては、筑西市特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、市長及び副市長の給料月額を改正するものでございます。

これまで市長及び副市長の給料月額につきましては、附則、給料に関する特例により、当分の間、市長95万7,000円とあるものを81万3,000円、副市長、77万5,000円とあるものを69万7,000円としておりましたが、今回の改正により、市長95万7,000円とあるものを90万9,000円に改正し、副市長につきましては、条例本則、別表第1のとおり77万5,000円とするものでございます。

あわせて、先ほど説明いたしました議案第97号と同様に、市長の在職期間に空白期間が生じた場合、再選した市長はその期間を通算して期末手当を計算するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第99号の採決をいたします。

議案第99号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第100号「筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について」審査をいたします。

引き続き説明を願います。

中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 引き続きまして、議案第100号「筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、議案第97号及び第99号と同じく、筑西市特別職報酬等審議会から答申を受けまして、教育長の給料月額を63万2,000円から70万3,000円とするものでございます。

あわせて、教育長の給料及び期末手当に係る特例を廃止し、附則第2項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削るものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第100号の採決をいたします。

議案第100号「筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務部所管の補正予算について説明を願います。

総務課から説明願います。

中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 引き続きまして、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。上から10項目め、広報紙等配送委託期間、平成30年度、限度額611万3,000円でございます。こちらは、市の広報紙を各自治委員宅へ配送する委託でございます。平成30年度分の業務を債務負担行為として計上するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

続いて、契約管財課から説明を願います。

渡辺契約管財課長、説明を願います。

○契約管財課長（渡辺好浩君） 契約管財課、渡辺でございます。私から、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、契約管財課所管の補正予算につきましてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案書におきましては、6ページ、7ページをお開きをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。上から11行目からとなります。本庁・出先機関ごみ収集運搬委託、期間、平成30年度、限度額、950万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。こちらにつきましては、本庁ほか市

内57施設で発生する一般廃棄物の収集を委託するものでございます。

続きまして、その下の行でございませう。本庁舎電話交換・庁舎案内委託、期間、平成30年度、限度額、1,386万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。本庁の電話交換及び1階東西の案内業務を委託するものでございませう。

次に、コミュニティプラザ管理委託、期間、平成30年度、限度額、1,638万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。こちらは、スピカビル6階コミュニティプラザ及び地下1階多目的スペースの管理業務を委託するものでございませう。

次に、公用車運行事業委託、期間、平成30年度、限度額678万8,000円。市が保有いたしますバス3台の運行业務を委託するものでございませう。

次に、下館庁舎駐車場管理委託、期間、平成30年度、限度額64万1,000円。下館庁舎前、旧庁舎でございませうが、駐車場管理業務を委託するものでございませう。

続きまして、資料のほう、変わります、18ページ、19ページをお開きお願いいたします。こちらにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございませう。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、筑西消防署川島分署建設用地取得事業として99万2,000円の減額補正をお願いするものでございませう。この事業は、筑西広域市町村圏事務組合が行う筑西消防署川島分署建設事業に対する分賦金であります、減額は、その委託料が、当初予算2,000万円に対し、土地取得に係る事業計画作成委託業務の契約額を1,900万8,000円に確定したことによる精算として、平成29年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会におきまして、消防費分賦金を99万2,000円減額する補正予算の承認を受けたことに伴いまして、筑西広域市町村圏事務組合分賦金、当初予算額5,200万円を5,100万8,000円とするものでございませう。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 単純な質疑をします。

6ページの庁舎電話交換・庁舎案内委託の件なのですが、電話交換は非常に専門的な知識といひませうか、技術が伴ひませうけれども、庁舎案内委託といひするのは案内業務ですよね。これは、どこのどんな企業へ行っても社員がやっひひしているわけですよね。社員といひするのは、その会社の、役所を会社に例えれば、係、課長、部長の名前をすぐに把握できているわけです。ですから、こひひのは委託するのではなくて、本来は職員ができないものかどうか、それに対して答ひ願ひませう。

○委員長（石島勝男君） 渡辺契約管財課長、答ひ願ひませう。

○契約管財課長（渡辺好浩君） お答ひ申し上げます。

委員おっしやるとおり、職員ができないかといひひことございませうが、職員につきましても、一部、木曜の時間外の延長業務におきまして、受付業務、案内業務をいたしてございませう。確かに職員がいたすことも方法としてはございませう。現在、効率性であるとかの観点から委託業務といたしてございませうが、電話交換業務につきましても、実際には表からの問ひ合わせ等、入っひおるところを委託業務において処理して

おります。一貫で、案内業務も同一の発注で委託しておるところでございます。ご理解をいただきますようお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、1,386万円に対して、庁舎案内委託料はどういう数字になってますか。

○委員長（石島勝男君） 渡辺課長、答弁願います。

○契約管財課長（渡辺好浩君） お答えいたします。

やはり、この予算を提出するに当たりまして見積もりもとっておりますが、その中では一貫して、一連の業務の1日の割り振りの中で一体で予算をとっております。ですので、人員に対しまして、8.5h、8時間半のものを244日間、その中の交代業務といたしておりますので、内訳としては今現在持ってはございません。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） つまり、人件費ということですね。

そうしましたら、今後これは、部長、改めて、職員のスキルアップにもつながりますので、案内業務はできるだけ職員が担当したほうが、案内業務がスムーズにいくのではないかと私は思いますので、検討の余地があると思いますので、ご検討願いたいと思います。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で総務部所管の補正予算の審査を終わります。

執行部の入れかえをお願いします。

ここで10分ほど休憩したいと思います。

〔総務部退室。企画部入室〕

休 憩 午前11時 2分

---

再 開 午前11時15分

○委員長（石島勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、企画部所管の補正予算について説明を願います。

企画課から説明を願います。

関口企画課長、お願いします。

○企画課長（関口貴一君） 企画課の関口と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、企画課所管の補正予算について事項別明細書にてご説明をいたします。

補正予算書の18、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、一番右にいきまして、説明欄の筑西広域市町村圏事務組合参画事業（企画総務）でございます。この企画総務に165万6,000円の増額をお願いするものでございます。筑西広域市町村圏事務組合における筑西遊湯館職員の人事異動等に伴う職員給与関係経費の増額による分賦金の増額補正でございます。

なお、今回補正予算に計上しております筑西広域市町村圏事務組合の職員給与関係経費を含む分賦金につきましては、本年11月6日に開催されました筑西広域市町村圏事務組合議会の第2回定例会におきまして議決されております。

説明は以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

続いて、財政課から説明を願います。

松岡財政課長、お願いします。

○財政課長（松岡道法君） 財政課から説明させていただきます。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

事項別明細書14、15ページをお開き願いたいと思います。14、15ページ、下から2段目になります。款20繰越金、項1目1繰越金でございます。今回の補正予算の財源調整のため、7,156万1,000円を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳出でございます。18、19ページをお開き願います。中段になります。総務費、目14諸費、説明欄、償還金に3,396万9,000円の増額をお願いするものでございます。平成28年度の国、県の補助事業、負担金事業にかかわる精算に伴い、国庫支出金返還金に3,284万7,000円、県支出金返還金に112万2,000円を計上するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部所管の補正予算の審査を終わります。

これで企画部所管の審査を終わりにして、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔企画部退室。税務部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、税務部所管の審査に入ります。

議案第101号「筑西市税条例の一部改正について」審査をいたします。

課税課から説明を願います。

稲見課税課長、お願いします。

○課税課長（稲見浩之君） 課税課、稲見です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第101号「筑西市税条例の一部改正について」ご説明いたします。この改正は、都市緑地法の一部改正が行われたことに伴い、筑西市税条例について所要の措置を講ずるものでございます。

都市緑地法一部改正についての概略でございます。まちづくりに当たりまして、公園や広場、緑地などのオープンスペースは多面的な機能を発揮しますが、一方で地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から、適切な整備、更新に限界が来ているところでございます。そこで、民間による市民緑地の整備を促す制度で、市民緑地の設置管理計画を市町村長が認定し、固定資産税等の軽減を行うことにより、緑豊かで魅力的なまちづくりを目的とするものであります。

筑西市税条例の一部改正について、都市緑地法改正にあわせ、平成31年3月31日までに市長の認可を受けた緑化推進法人等が設置、管理する民有地に対し、固定資産税の課税標準を3年間、国が示す基準であります3分の2とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第101号の採決をいたします。

議案第101号「筑西市税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第102号「筑西市都市計画税条例の一部改正について」審査をいたします。

引き続き、稲見課税課長、説明を願います。

○課税課長（稲見浩之君） 議案第102号「筑西市都市計画税条例の一部改正について」ご説明いたします。

この改正は、議案第101号で申しあげました都市緑地法の一部改正が行われたことに伴い、筑西市都市計画税条例について所要の措置を講ずるものでございます。

筑西市都市計画税条例の一部改正は、筑西市税条例と同様、平成31年3月31日までに市長の認可を受けた緑化推進法人等が設置、管理する民有地に対し、都市計画税の課税標準を3年間、国が示す基準であります3分の2とするものでございます。

以上です。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第102号の採決をいたします。

議案第102号「筑西市都市計画税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、税務部所管の補正予算について説明を願います。

収税課から説明をお願いします。

平間収税課長、お願いします。

○収税課長（平間雅人君） 収税課の平間です。よろしく願いいたします。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」でございますが、そのうち収税課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加、下から6行目でございます。市税コンビニ収納委託、平成30年度、限度額は382万円に消費税をプラスしたものでございます。事業内容は、市税を毎日、24時間、全国どこのコンビニでも納付可能にすることで、市民の利便性向上及び市税収納の確保を目的とするものでございます。

続きまして、下から5行目、市税公金収納情報データ化委託、平成30年度、限度額514万3,000円でございます。各種金融機関、市役所等で納付されました市税の情報を迅速かつ正確に把握することで、市民サービスの向上を図ることを目的としております。

どちらも、委託期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日まででございます。業務に当たりましては、4月1日業務開始において、事前に契約内容等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為とさせていただきます。

収税課の所管についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） コンビニ収納というのですか、これは金額的にはどのぐらい、コンビニを経由して納税される方というのはどのぐらいの額なのですか、ちょっと。

○委員長（石島勝男君） 平間収税課長、答弁願います。

○収税課長（平間雅人君） 簡単に、コンビニですと、大体、全体の21%の税収をコンビニから納めていただいております。

○委員長（石島勝男君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 21%、コンビニって。すごいだね。わかりました。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で税務部所管の補正予算の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。ご苦労さまでございました。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について説明を願います。

環境課から、須藤環境課長、説明をお願いいたします。

○環境課長（須藤昌則君） 環境課、須藤でございます。着座にて失礼をさせていただきます。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、環境課所管の補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書7ページをお開きください。債務負担行為でございます。初めに、下から5行目、公共用水域等水質分析委託、限度額、303万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、茨城県公共用水域水質測定計画に基づき、五行川、大谷川の常時監視業務と市内9河川の水質検査業務を委託するものでございます。

次に、道路側溝清掃委託、限度額、2,314万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、道路側溝の清掃と汚泥の処分業務を委託するものでございます。

次に、一般ごみ収集運搬委託、限度額、1億2,267万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、集積所に出された家庭ごみを収集し、環境センターまでの運搬業務を委託するものでございます。

次に、粗大ごみ戸別収集運搬委託、限度額、78万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、集積所に出せない粗大ごみを戸別に収集し、環境センターまでの運搬業務を委託するものでございます。

次に、資源ごみ収集運搬委託、限度額、7,759万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、リサイクルステーションに出された資源ごみを収集し、指定の買い取り業者までの運搬業務を委託するものでございます。

以上が環境課所管の事項でございます。いずれの業務も、新年度当初より業務委託を開始することから、今年度中に契約手続を行うため債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、議案書20ページ、21ページをお開き願います。歳出でございます。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ・し尿処理費、筑西広域市町村圏事務組合参画事業でございます。これは、筑西広域市町村圏事務組合環境センターの運営にかかわる分賦金で、職員の人事異動に伴い、関係経費に変更が生じたことから、165万6,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第104号について各部の説明、質疑を終了しましたので、これより採決いたします。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第116号「財産の取得について」審査をいたします。

消防防災課から説明を願います。

澤部消防防災課長、説明をお願いいたします。

○消防防災課長（澤部明典君） 消防防災課、澤部です。着座にてご説明させていただきます。議案第116号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

消防団が使用する消防ポンプ車は、購入から20年を目安に、これを経過した車両から順に毎年度2台から4台を更新しております。今年度につきましては、第6分団、第23分団の消防ポンプ車の更新を予定しております。

更新する消防ポンプ車につきましては、当該分団から車両の特性などの要望を聴取し、入札仕様を決定しております。具体的に申しますと、2輪駆動がいいのか、4輪駆動がいいのか、マニュアル車がいいのか、オートマチック車がいいのか、操法大会仕様にするのか、しないのかといった内容になります。

それでは、購入する消防ポンプ車についてご説明申し上げます。本日お配りしてあります資料につきましては、本会議におきましてご指導いただきましたので、項目を追加して作成してございます。

それでは、資料をごらんください。平成29年度消防ポンプ自動車2台の購入概要。

1、請負名、消防ポンプ自動車の購入、2台。内訳として、消防ポンプ自動車、2輪駆動、消防専用シャシー、2台。消防ポンプ車艙装一式、2台分。消防ポンプ車取り付け品、積載品及び附属品一式、2台分。

納入場所、筑西市役所消防防災課。

3、請負者、中原自動車整備工場。

4、予定価格、3,332万7,660円、税込み。

5、落札金額、3,299万9,000円、税込み。

6、落札率、99.01%。

7、納入期限、平成30年3月30日。

8、契約方法、指名競争入札。

9、契約目的、購入後20年以上が経過し、老朽化した第6分団（稲野辺ほか）及び第23分団（関本中ほか）の消防ポンプ自動車を更新する。

10、仕様概要。品名、CD-I型消防ポンプ自動車。こちらのCD-I型でございますが、CDの「C」はキャブオーバーということになりまして、一般的には座席がエンジンの上にあるものということで、キャブオーバーといいまして、キャビンがオーバーということでの「C」になります。続きまして、「D」につきましては、ダブルデッキ、つまり席が前と後ろ、前席と後席になっているということで、ダブルデッキということで「D」になります。

I型とII型でございますが、ホイールベース、いわゆる前輪の車軸と後輪の車軸の距離、この違いにつきましてI型とII型がございます。I型につきましては、このホイールベースが2から3メートルのものになります。こちらの数量2台、第6分団、第23分団です。

続きまして、シャシー、平成29年式、3トン級、消防専用シャシー。総排気量、4,000cc以上。駆動方式、2輪駆動。変速機、オートトランスミッション、オートマ。シャシーにつきましては、ポンプを積載できる消防専用の車体ということになります。また、とまった状態で長時間にわたりエンジンを高回転させ、消火活動を行いますので、オーバーヒートを引き起こす可能性がございます。このため、放水する一部の水を利用してエンジンを冷却する、このような装置を搭載しております。

続きまして、車体の艤装。主な操法仕様、テールランプは縦型に配置し、リアサイドステップ後方は斜めにカットし、吸管延長時に作業の妨げとなる部位のない形状とすること。とび口は、斜め下取り式にて1本分、取り付け装置を設けること。ここでの艤装と申しますのは、消防ポンプ車として機能するために必要なポンプ等を装備することをいいます。操法仕様でございますが、こちらにつきましては、操法大会における競技時間の短縮を目的として操法仕様ということになってございます。

続きまして、水ポンプ装置。水ポンプ、A-2級。水ポンプでございますが、水ポンプは放水するためのポンプでございます。シャシーのエンジンにより駆動しております。ポンプの性能は、動力消防ポンプの技術の規格を定める省令、これによってA-2級としてございます。こちらのA-2級と申しますのは、規格放水、0.85メガパスカルにおいて放水量、毎分2,000リットル以上、高圧放水、1.4メガパスカルにおいて放水量、毎分1,400リットル以上の性能となります。余りぴんとこない数字でございますが、市の水道は0.25から0.3メガパスカルでございます。ですので、その3倍から5倍の水圧ということになります。また、量でございますが、一般的なお風呂、浴槽をいっぱいにするには180リットルから200リットルかかるということになりますので、7倍から10倍の量を1分間で出すということになります。

続きまして、真空ポンプ、大型無給油式真空ポンプ、ピストン式またはロータリー式。こちらの真空ポンプは、タンクに水をくみ上げるポンプでございます。火災現場において、できるだけ早くくみ上げることで放水活動が早まることとなります。ピストン式というのは、注射器のように水を吸い上げることでございまして、ロータリー式は羽を回転させて遠心力で水を吸い上げることでございます。省令で、真空ポンプの潤滑油の凍結により機能に生じないこととされておりますので、完全オイルレスの仕様にしております。

裏面をごらんいただきたいと思っております。11、調達明細書。品名、先ほど申しましたCD-I型消防ポンプ自動車でございます。

数量、2台。第6分団、第23分団。

詳細でございます。シャシー、日野自動車株式会社製、平成29年式、3トン級。以下、仕様と同じでございます。

水ポンプ、株式会社モリタ製、高圧2段バランスタービンポンプ、A-2級でございます。

真空ポンプ、同じく株式会社モリタ製、ピストン式大型無給油式真空ポンプ。

以下、仕様等はさきの仕様と同じでございます。

続きまして、積載品及び附属品、こちらにつきましてはご一読願えればと思っております。

1ページめくっていただきまして、その積載品の中の下から5番目でございますが、救命胴衣というのがございます。こちらにつきましては、本年度から新たに装備品として加えているものでございます。

続きまして、12、入札経過でございます。平成29年11月28日、指名通知日。平成29年12月5日、入札。平成29年12月6日、仮契約。

続きまして、1枚めくっていただきまして、13、予定価格の設定でございます。見積もり業者、1社。予定価格、3,332万7,660円、税込み。

14、入札結果。こちらは市のホームページ等で公表されておりますが、記載のとおりとなっております。1番の中原自動車整備工場さんが落とされました。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 私の記憶違いならいいのですが、入札参加業者、指名競争入札なのですが、一番最後のページに8社、入札参加業者名が出ておりますが、5番と6番が辞退をされておりますけれども、実は、ハマノコーポレーションさん、給食センターの保冷車の件で指名停止をされている期間中ではなかったのかなと、違いますか。これは記憶違いならいいのですが、その辺、わかれば、これはいつのことでしたっけ、例えばハマノコーポレーションさんが指名停止をされたのは。それはわかる、ちょっと。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） 入札に関しては私どものほうではございませんので、失礼します。

○委員（仁平正巳君） 総務部長、わかる。

○総務部長（菊池雅裕君） 指名停止期間につきましては、指名停止は11月21日までの1カ月間でございます。こちらについてはその以降ということで、入札参加しているというような状況でございます。

○委員（仁平正巳君） わかりました。結構です。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 最初に、これは2台をセットでやったわけだね。できれば、こんなに業者がたくさんいるのだから、1台ずつというのはできないのですか。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） 毎年消防団から要望を聞いているのですが、今年度につきましてはその要望が全く同じ要望でございましたので、同一仕様になったことから、1台ずつの入札ではなく、一度に発注したほうがいいのではないかとこのようにすることにさせていただきました。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 根拠は、2台なら安くなるとか、ただ団のほうから要望があればということだけの話なのですか。

○委員長（石島勝男君） お願いします。

○市民環境部長（鈴木建國君） まず、調達するポンプ車の仕様につきましては、今澤部課長から申し上げましたとおり、団の要望を踏まえて決定しているところでございます。

今年度につきましては、その仕様が全く一緒ということでございまして、かつ、全く一緒のポンプ車を2つに分けた場合、例えば入札価格が違ってしまいますと、同じものを調達するのになぜ入札価格が違うのかと、なぜ違う価格で調達することになるのかというご指摘も受ける可能性がありましたので、全く同じものを調達するのであれば、それはあわせて調達したほうがより適当だろうという判断を我々のほうでしましたので、今回はまとめて調達をさせていただいたというところでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） その判断がいいかどうかは、ちょっとよく私らもわからないのだけれども、できるだけ、そういう、業者に少しでも、その人に集中しないで、1台ずつ、ほかの業者が請け負って、入札で競争なのだから、価格の差は出るかもしれないし、またこれよりも安くなるかもしれないし。そういう、別に差が出て、これはいたし方がないことではないのかな、競争でやるのだから。その点、どうなのです。答弁するの。

○委員長（石島勝男君） どちらで。鈴木部長のほうから、それでは。

○市民環境部長（鈴木建國君） ちょっと繰り返してしまいますが、確かに鈴木委員おっしゃるとおり、市内事業者の育成もしくは調達機会の拡大ということで、複数に分けるという選択も確かにあるかと思えます。昨年度まではそういう考え方で、同じ仕様であっても分けて調達していたということがございます。

今年度につきましては、やはり同じものを調達するのに価格が違ってしまおうと、それはそれで説明できないと、何で同じものを買っているのに、こっちは高く、こっちは低いのかというご指摘を受ける可能性もございましたので、全く同じものを買うのであれば、それはやはりまとめて調達するというのも一つの考え方だろうということで、当然、自治法もしくは市の契約規則のそれぞれの条項に基づきまして、我々としてはその手続をさせていただいたというところでございます。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、お願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） ただいまの鈴木部長のご説明の補足をさせていただきます。

指名選定委員会の中でも、これまで、今、ただいま鈴木部長が、今まで一緒のものは別にしていたということで答弁させていただいておりますが、そういったものはございません。これまでも、排気量が違うとか、4WDといわゆる2駆で別々だったものについては、仕様が違うので、別の入札という形で執行させていただいておりましたが、今回につきましては、市民環境部のほうからご依頼を受けたときに、指名選定委員会の中で、最初は別々ということで審議をしていたのですが、調整する中で、同じもの、全く同じものを違った金額で落札した場合に、これは果たして客観的に差異が生じることが公平性、透明性に著しく欠けるのではないかという議論の中で、同じ仕様で同じものなので、一括で入札を執行させていただいて、同じ金額で落札、金額が同じということで客観性を持たせたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、今まではそれぞれ、1台ずつやっていたのだけれども、同じ車種だから、今回は例外だという意味なのですか。

○委員長（石島勝男君） 鈴木市民環境部長。

○市民環境部長（鈴木建國君） 済みません。私の説明がちょっと誤っておりまして、今年度は仕様が全く同じということで合わさせていただきました。昨年度までは、今菊池部長から説明がありましたとおり、例えば装備品は同じであっても、2駆か4駆かというような違いもありましたので、やはり仕様が違うものについては別々に調達をしていたというところがございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、それはいいです。新任部長で、いろいろ苦労されると思うのだが。

消防車関係の車はモリタ製がいいのだとよく言うのだよね、モリタ。これ、載っていますよね。ちょっとこれは専門的な話になってしまうから……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） （続）いやいや。私が言うことを、まだ、黙って聞いてもらって。

広域の関係も、よくモリタ製がどうのこうのとかいう話なのです。でも、これは、シャシーは日野自動車なのだよね。モリタ、モリタとよく言うのだけれども、モリタはポンプとか真空ポンプとか、そういう製品のほうのメーカーなのだね、車ではなくて。その辺、どうなのです。モリタが一番いいのだと、よく話が出るのだけれども。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） モリタというのは、ポンプ等、艤装メーカーでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） シャシーはどのメーカーでも、特別、モリタ製のポンプ関係が装置されればという考えも成り立つのだけれども、その辺はどうなのです。

○委員長（石島勝男君） 澤部課長、答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） シャシーは日野、いすゞ等ございまして、モリタのポンプが載るシャシーであればどちらでも活用できます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 日野とどこだっけ。

（「いすゞ」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） （続）トヨタはないのですか。

○委員長（石島勝男君） では、課長のほうから答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） 失礼しました。

トヨタ、日産もございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ただ、そこへ、シャシーはいずれにしても、モリタのポンプがすぐれているとよく言われるのですけれども、ということで理解していいですか。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） 消防団のほうからは、モリタ社製がいいという話は聞いております。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第116号の採決をいたします。

議案第116号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

これで市民環境部所管の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔市民環境部退室。中核病院整備部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、中核病院整備部所管の審査に入ります。

議案第112号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会の所管について審査をいたします。

業務推進第一課から説明を願います。

山口業務推進第一課長、説明をお願いいたします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 座って失礼させていただきます。

それでは、議案第112号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」のうち、業務推進第一課所管事項につきましてご説明を申し上げます。

債務負担行為に係る補正といたしまして、新中核分ということで、今回6件の委託事業が計上されております。そのうち、院内物流システム管理業務委託、そしてリネン・ユニフォーム維持管理委託、検体検査委託、この3つの事業が業務推進第一課所管となります。この3事業は、西部メディカルセンター開院と同時に必要となる委託事業でございまして、システム構築及び物品調達のために半年程度の期間を要することから、あらかじめ本年度に委託業者を確定し、その後、平成30年度になりますけれども、開院に合わせて直ちに業務を開始できるように事前の準備を進めるものでございます。

業務内容といたしましては、院内物流システム管理業務委託でございまして、西部メディカルセンターで使用する医療機器及び一般の物品につきまして、病院内外の搬送、回収、流通、それから各部署の在庫管理、こういったものをコンピューターを活用して行うものでございます。物流を総合的に一元化するシステムということになります。この期間につきましては3年6カ月を想定してございまして、限度額につきましては1億1,130万円ということでございます。

次に、2つ目でございますけれども、リネン・ユニフォーム維持管理委託でございまして、西部メディカルセンターに勤務する医師、看護師、医療技術者、事務職員等のユニフォームのリースとクリーニング及び入院患者が使用する病衣、寝具等一式のリース、管理のための委託経費でございまして、これにつきましても、期間につきましては3年6カ月を予定してございまして、限度額につきましては1億6,952万3,000円でございます。

そして、3つ目でございます。検体検査委託でございまして、病院内におきましては、検査が多岐にわたっております。これを全て病院内で行うためには、これに対応する多くの機器、試薬を準備する必要があります。しかしながら、検体検査とか細菌検査、それから病理検査の中にはめったに測定する機会のない

い項目もあります。このことから、費用対効果を考えまして、外部委託、専門の業者に委託をするものでございます。これにつきましても、3年6カ月ということで期間を予定してございまして、限度額は2億4,229万5,000円ということでなっております。

委託事業の期間につきましては、それぞれ3年6カ月でございまして、債務負担行為の限度額は、市民病院とか県西総合病院の実績を参考に、250床の病院を想定して算出してございます。あくまでも、これは上限値ということでございます。今後は、プロポーザルまたは入札等を行っていくことによって、また業務内容などを精査してまいりたいというように考えております。

また、業務の進め方といたしましては、現時点といたしましては、この債務負担行為の議決をいただいた後に、業者選定のための入札、またはプロポーザルの準備を進めてまいりまして、1月には公告とか業者選定を進め、2月には入札、プロポーザルをしていきたいなど、そして3月には業者のほうの契約を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

続いて、業務推進第二課から説明を願います。

市塚業務推進第二課長、説明をお願いいたします。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） 業務推進第二課、市塚と申します。着座にて説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第112号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」のうち、業務推進第二課所管の補正につきましてご説明申し上げます。

債務負担行為に係る補正といたしまして、新中核病院分、6件の委託事業が計上されておりますが、そのうち、院内保育・病児保育事業運営委託、移転支援・移転業務委託が業務推進第二課所管となります。

初めに、院内保育・病児保育事業運営委託、期間、平成30年度から平成32年度、限度額、9,761万8,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内でございます。こちらの事業につきましては、1つには、平成30年10月の開院時から茨城県西部医療機構に勤務する常勤、非常勤職員が安心して仕事と子育ての両立を目指すことを目的に院内保育を開設するため、院内保育事業の委託をするものでございます。

2つ目としまして、現在県西総合病院でも実施しております病児保育事業、保護者が就労している場合等において、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育することで安心して子育てできる環境を整備する事業でございます。そちらの委託をするものでございます。

次に、移転支援・移転業務委託、期間、平成30年度、限度額、4,657万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、筑西市民病院並びに県西総合病院の什器備品、医療機器の一部、患者さんについて西部メディカルセンターへの移転を円滑に実施するため、その業務を委託するものでございます。

以上2件につきまして、平成30年10月の西部メディカルセンターの開院に向けて、平成30年度当初から

実施するための必要のある業務であることから、平成29年度内に契約を可能とするため、債務負担行為をお願いするものでございます。どちらの業務につきましても、進め方といたしましては、この債務負担行為の議決をいただいた折には、1月に業者選定の公募、2月にはプロポーザルの実施、その後、優先交渉権者との交渉を経て、3月には業者の決定、契約を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今少し言ったのだけれども、職員の福利厚生ということで、院内保育・病児保育事業、規模はどのくらいの規模でやるのです。例えば定員何人までとかあるわけ、無制限に希望があれば引き受けるわけでもないのでしょうか。あと、病院内で働く看護師とか、そういう関係者の例えば保育とか、あるいは病児保育なのか、それとも、ほかで働いている人が勤めに行けないので、子供を病児保育に預けるとか、これはどういうふうに理解、どっちもやってくれるのですか。それとも、院内だけの、従業員というか、人たちのためだけなのかというのがわからないのです。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

まず、院内保育事業と病児保育事業につきましては別々の事業となります。当然、部屋のほうにつきましても、院内保育事業と病児保育につきましては別の部屋を用意しておりまして、まず院内保育事業でございますが、その対象児童につきましては、地方独立行政法人西部医療機構に勤務する正職員、非正規職員の児童となります。対象年齢につきましては、生後6カ月から小学校就学前の児童ということになります。

続きまして、病児保育事業になります。こちらにつきましては、対象児童、こちらは生後6カ月から中学校就学前までの、事前に医師の診察を受けて、病児保育を受けることが適当と認められたお子さんという形になります。こちらの対象につきましては、筑西・下妻保健医療圏、筑西市、桜川市、結城市、下妻市、八千代町を想定しておりまして、そちらのほうでの住所を有する、もしくは筑西市のほうに勤務をする児童ということを対象者としております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、平たくいえば、病児保育のほうは広範囲に、そういう、住所地あるいは市内勤務しているという、病院の医療従事者ばかりではなくて、どっちでもということではないのですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） （続）わかりました。

○委員長（石島勝男君） 相澤部長、お願いします。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 鈴木委員さんのご質疑に、市塚課長の補足でございますが、病児保育のほうは定員6名を考えております。一般の院内保育につきましては、6カ月児から匍匐する児童まで4名、独歩ができる児童から5歳児まで12名、合わせて16名、施設の面積等から考えてもこれがマックスということでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 以上で質疑を終結いたします。

以上で議案第112号について質疑を終了しましたので、これより採決いたします。

議案第112号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第114号「資産の取得について」審査をいたします。

業務推進第一課から説明を願います。

山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） それでは、説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

それでは、議案第114号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。医療情報システム機器一式でございます。この件につきましては、11月17日に入札が成立し、本定例会に上程させていただいたものでございます。

契約の方法は一般競争入札、取得予定価格は7億1,193万6,000円、税込みでございます。

相手方につきましては、関彰商事株式会社ビジネスソリューション部下館支店でございます。

予定価格が7億9,999万7,256円、これは税込みでございます。そういうことから、落札率は88.99%でございます。入札に参加いたしましたのは7社でございました。

以上でございます。よろしくご審議をいただきたいと存じます。

○委員長（石島勝男君） 質疑がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第114号の採決をいたします。

議案第114号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第115号「資産の取得について」審査をいたします。

引き続き説明を願います。

山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） それでは、議案第115号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。

医療機器（ベッドパンウオッシャー（汚物容器洗浄装置））一式でございます。この件も、議案第114号と同じく、11月17日に入札が成立いたしましたので、本定例会に上程をさせていただいたものでございます。

契約の方法につきましては一般競争入札、取得予定価格は2,408万4,000円、税込みでございます。

相手方は、株式会社セントラルメディカルでございます。

予定価格につきましては、2,700万円、税込みでございましたので、落札率につきましては89.2%でございます。入札に参加いたしましたのは4社でございました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらの定価というのが3社の見積もりの平均価格となっているのですけれども、普通、普通というか、電化製品なんかはよくパンフレットに定価というのがあらかじめ定められて載っているのですけれども、こういった医療機器に定価というのは、パンフレットに載っていないものなのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） ご答弁申し上げます。

一般的には、パンフレットには余り載っていないというふうなことでございます。業者のほうにも、見積もりをするときに、定価はどのくらいなのかということをおあらかじめ確認して記入いただいております。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第115号の採決をいたします。

議案第115号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第117号「資産の取得について」審査をいたします。

説明を願います。

引き続き、山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） それでは、議案第117号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。

医療機器（移動型エックス線装置）一式でございます。この件は、12月5日に入札が成立し、急遽、8日に本定例会に上程をさせていただいたものでございます。

契約の方法は一般競争入札、取得予定価格は4,363万2,000円、税込みでございます。

相手方は、株式会社セントラルメディカルでございます。

予定価格が4,644万円、税込みでございましたので、落札率は93.95%でございます。入札に参加いたしましたのは4社でございました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらのほうなのですけれども、先ほどと同じように、こちら、定価が4社の見積もりの平均価格となっておりまして、予定価格が4社見積もりの最低価格、こちら、すごく幅があるのですけれども、4社見積もりの価格、それぞれの価格というのを教えていただいてもよろしいでしょう

か。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） ご答弁申し上げます。

この医療機器につきましては、定価と実際の単価が非常に異なっております。そういうことから、今回も複数回、見積もりの徴取をさせていただいております。今回につきましては、3回ほど見積もりを徴取させていただきまして、1回目の見積もりでは5,060万円、2回目では4,400万円、そして4,300万円というような形になっております。幅につきましては、やはり業者によって差がありますので、その辺は公表はちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 以上で質疑を終結いたします。

これより議案第117号の採決をいたします。

議案第117号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で中核病院整備部所管の審査を終わります。大変ご苦勞さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（石島勝男君） 以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時14分